

自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持を求める意見書

鹿児島県では、離島における救急患者について、特に気象の悪条件や夜間等の理由により当県のドクターヘリや消防・防災ヘリの出動が困難な場合、知事からの災害派遣要請に基づき、自衛隊により搬送されており、自衛隊による離島からの急患搬送は、県民の安全と安心の確保に大きな役割を果たしてきたところである。

このような中、離島からの急患搬送に貢献してきた海上自衛隊鹿屋航空基地内の第22航空隊鹿屋航空分遣隊が令和4年度末で廃止され、同分遣隊において急患搬送に使用されている救難ヘリUH-60Jについても令和4年度内に除籍されることが明らかとなった。

当県は、南北600kmの県土に27の有人離島を有しており、ひとたび離島で重症の患者が発生した際には、離島における医療体制の実情により、現地では治療困難な患者で、一刻も早く専門病院での手当てが必要である者に対して、島外の医療機関等への急患搬送が多々生じている。

これまでの、海上自衛隊鹿屋航空基地による急患搬送実績は令和2年末までで2,505人に上り、第22航空隊鹿屋航空分遣隊の廃止と救難ヘリUH-60Jの除籍は、当県における急患搬送に支障が出るおそれがあり、特に多くの離島を有する本県にとっては、大きな危惧を抱かざるを得ない問題である。

加えて、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況や医療提供体制の状況によっては、自衛隊による離島からの急患搬送の要請が増えることも想定されるところである。

よって、国におかれては県民の命に関わる実情を十分認識され、離島からの急患搬送体制が切れ目なく維持されるよう具体的な体制整備を図られることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月8日

鹿児島県議会議長 田之上 耕 三

衆議院議長
参議院議長 殿
内閣総理大臣
防衛大臣